



2017年第1回定例会(2017年2月21日)

大山奈々子議員の一般質問と答弁

* 一問一答形式に編集

(文責：日本共産党神奈川県議団)

小規模企業支援について 小規模企業について

大山議員：最初に小規模企業支援について質問します。

本県企業数約20万社のなかでも小規模企業は約85%を占めます。小売業者や町工場などの多くは町内会や消防団の構成員となり、祭りなど地域の行事の担い手となっています。時には中学校の職業体験の受け入れ先として、登下校の児童の見守りなど子育て分野の貢献も見逃せません。お年寄りや障がい者などの生活圏で地域に開かれた交流の場、文化をはぐくむ存在です。

しかしながら、小規模企業の経営実態は大変厳しくなっています。異次元の金融緩和は円安を生み出し、原材料費の値上がり、度重なる消費税の増税も苦難の要因となっています。人以下を小企業者と定義し、6小規模企業白書2015年版では従業員5割が所得300万円以下、本県調査でも資本金1億円未満の法人のうち赤字経営が7割に上ることが示されています。赤字であっても負担しなければならぬ消費税は2019年に、さらに増税が予定されています。

私の地元の港北区でも、町工場や各種商店が廃業し、店をたたむ様子が見られます。理由を聞くと後継者がいないというケースが多いのですが、後を継ぎたい仕事、生計が成り立つ事業なのかということが問われます。地域住民に長く親しまれた商店が消えていく寂

しは言い難いものがあります。

2014年に成立した小規模企業振興基本法は「成長発展」だけでなく、「事業の継続的発展」の重要性を明確にし、個人事業主や従業員5人以下の「小企業者」などを「地域経済の主演」と位置づけました。本県でも法改正を受けて2016年に、中小企業活性化推進計画が改正され「小規模企業」を特筆し今年度からは「中小企業部」を新設して、さまざまな施策に取り組まれていることは前進だと考えます。しかし、中小企業小規模企業活性化推進計画の中身は、やはり従来の成長発展のために「がんばる企業」支援が基軸となっており、新法の趣旨に照らせば、昨今の厳しい経済状況の中、赤字経営でも必死で踏みこたえて「がんばる企業」、継続的に地道に営業を続ける小規模企業を支える施策の充実が今こそ重要になると考えます。

そこで知事にうかがいます。小規模企業の存在意義をどのようにとらえているか見解をお聞かせください。

黒岩知事：大山議員のご質問に順次お答えします。

はじめに、小規模企業支援について何点かお尋ねがありました。まず小規模企業についてです。県内の小規模企業は、それぞれ独自の技術やノウハウを生かした、ものづくりやサービスの提供を通じて、地域経済の発展や県民生活の向上に大きく貢献しています。また地域社会の一員として、コミュニティの持続やにぎわいの創出などにも、重要な役割を果たしており、欠くことのできない大切な存在であると認識しています。一方、小規模企業は国内外の競争の激化や少子高齢化の進展など、社会経済の構造変化が進む中で、大変厳しい経営環境に直面しています。そのため県では、昨年1月に「神奈川中小企業・小規模企業活性化推進計画」をスタートさせ、商工会・商工会議所等と連携しながら小規模企業の継続的発展を重点的に支援しています。

小規模企業への細やかな支援について

大山議員：次に、小規模企業への細やかな支援についてうかがいます。

小規模企業の事業主さんからお話をうかがうことがたびたびありますが、一番よく聞く声は、実態を知ってほしいという願い、次には各種税金の取り立てがあまりにも苛烈だという嘆きです。

県は、直接には自動車税や個人・法人事業税等都道府県税を徴収し、県民税の一部を含む市町村税の徴収は市町村が行うことになっています。不誠実な納税者に対して厳正に法を適用することは当然です。しかしながら、誠意をもって納税する意思のある者が、不安定な経営状況の中、期限までに納められない場合に機械的に差し押さえが行われた結果、廃業につながるような事態は、長い目で見れば本県経済にとってマイナスではないでしょうか。商売が立ち行かなくなるような強権的な対応をされるのは困る。これは事業者から地元自治体と県の両方に寄せられている声です。

県商工団体連合会の調べでは事業所得のうち国や地方自治体に納める税や社会保険料その他の負担が約4割を占め、期限内に納付できない企業が2割を超えるといいます。また県税の例ではありませんが、県内にこんな例があります。親子で事業をやってきたが、父親が脳梗塞を発症し、入院。気づいた時には住民税の滞納累積が1000万円にも上り、息子もがんを患いながらの経営で返済は難しく、わずかな財産を競売にかけられようとしている。あるいは、一カ月待ってくれば入金があると訴えても、売掛金の差し押さえ、生命保険の差し押さえ、などが行われた。中には5社の売掛金を差し押さえられ、うち4社が取引停止になってしまった。これでは商売がやれない。従業員への給与まで差し押さえられ、困ると訴えても社長が考えることだと突き放された。などなどです。

総務省の通知で平成26年度の「地方税制改正・地方税務行政の

運営に当たっての留意事項等」によると、『地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に努めていただきたいこと』があげられています。

そこで知事にうかがいます。厳しい社会状況の中、小規模事業者の持続的な経営を支えるために、小規模事業所まで足を運んで、徴税の際の猶予制度の仕組みの周知を含み、丁寧に経営相談や納税相談にのる体制を拡充することが必要になると考えますが見解をうかがいます。

黒岩知事：次に、小規模企業への細やかな支援についてです。

税金は、納期限までに納付していただくのが大原則です。しかしながら、納期限までに納税できない、特別な事情がある方がおられますので、本県では、各県税事務所において、納付の計画などについての相談を受け付ける、納税相談を行っています。その中では、納税者の方の実情を個別に把握したうえで、納税の猶予制度についても丁寧に説明し、状況に応じて対応しています。

また、商工会・商工会議所の経営指導員等が、地域の小規模企業を訪問して、資金繰りや販路開拓、事業承継など、個々の企業の実情に応じた様々な経営相談を行っています。今後とも、厳しい経営環境の中、地域経済を支えている中小企業・小規模企業に寄り添ったきめ細やかな相談や支援を行ってまいります。

地域の仕事起こしについて

大山議員：帝国データバンクによる2015年度の「神奈川県「休廃業・解散」動向調査によると倒産件数は480件と、中小業者を

中心に、後継者難や代表の高齢化が深刻化し、倒産に至らないまでも、事業継続を断念し、休廃業や解散を選択する件数が倒産件数の2.2倍の1065件にのぼり、うち、高齢化と職人不足の建設業者が約36%を占めることが明らかになっています。

「国の方で設計労務単価が引き上げられても、俺たちみたいな3次下請け4次下請けになるとちっとも賃金が上がってこない。食っていけないんじゃないじゃ息子に継がせられない」町場の工務店や一人親方の職人さんからこのような声をうかがうことがあります。

そこで、町場の建設業者の仕事起こしにつながり、地元から雇用を生み、消費を刺激するためにも、住宅や商店等のリフォーム助成制度を創設することを提案いたします。居住者や事業主が住宅や店をリニューアルする際にその一部を助成するという仕組みです。リフォーム需要の動機づけや景気浮揚対策として取り組む自治体が県内外に広がっています。

例えば海老名市では、2015年度から三世代同居支援リフォーム助成金と空き家活用促進リフォーム助成金を追加して経済対策と定住促進を進めています。スクリーンに映っているのは群馬県の高崎市が2014年から開始した高崎市まちなか商店リニューアル助成事業で改修された店舗の例です。ご近所誘い合って制度を利用したという例もあり、商店街に活気がもどってきたといえます。

大きな経済波及効果を生むことが実証されたため、予定年限を延長している自治体もあります。残念ながらこれら制度の必要性を認識していても、財政面で踏み切れない市町もあります。

例えば県として住宅リフォーム助成に取り組む秋田県にお話をうかがいましたが、2010年から住宅リフォーム推進事業を創設し、経済波及効果が2186億、助成額の24倍に上っているそうです。県の制度創設前に県内でリフォーム事業を実施していたのは25自治体中、わずか3市町でしたが、県の制度創設の際に未実施の自治体に声をかけて一気に20自治体に広がったということです。県と市町村2本立てで小規模事業者を支えておられます。

そこで知事に質問です。述べてきたような小規模建設事業者の苦しい現状をどのように認識されていますか。また地域経済活性化のために神奈川県として住宅リフォーム助成制度、商店リフォーム助成制度を創設すべきと考えますが。ご見解をうかがいます。

黒岩知事：次に、地域の仕事起こしについてです。

まず、小規模建設事業者の現状認識についてです。県内の建設業の事業所数は、平成21年から平成26年までの5年間で、約3万3千から3万へと一割程度減少しています。一方、昨年12月の、県内の建設業の有効求人倍率は、6.08倍と人手不足が深刻な状況となっています。そのため、担い手の育成・確保が喫緊の課題と考えています。

次に、住宅リフォームの助成制度の創設についてです。すでに県内では、多くの市町村において、国の交付金を活用して、バリアフリーや耐震改修などの、住宅リフォームの助成制度が整備されています。こうした中で県では、広域的な視点から、住宅関係団体等と連携してリフォーム相談や、信頼できる施工業者の登録制度に関する情報提供、などを行っており、住宅リフォームの助成制度を創設する予定は、ありません。

次に、商店リフォームの助成制度の創設についてです。県では、個々の商店が行う店舗の改装費に対しては補助していませんが、商店街がブランドづくりの一環で拠点を整備する場合や、空き店舗を活用して、未病を改善する取り組みをおこなう拠点を整備する場合には、店舗の改装費等に補助しています。この補助事業による改装工事は、商店街の活性化はもとより、地域の仕事起こしにも貢献していると考えています。

「ともに生きる社会かながわ憲章」を生かす施策として

多様な性のあり方が受け入れられる社会づくりについて

大山議員：「ともに生きる社会かながわ憲章」を生かす施策として、多様な性のあり方が受け入れられる社会づくりについてうかがいます。

好きな人ができたと家族に打ち明けたら、二度とこの家の敷居をまたぐなと言われた。社会の偏見がこんな事態を生んでいます。

性的マイノリティとは、何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のことを指します。例えば、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとったLGBTと総称されますがこの範疇に収まらない、自分の性別がよくわからない人など、性のあり方は複雑です。

性的マイノリティの社会運動のシンボルは多様性を表す虹をモチーフにしたレインボーフラッグです。世界各地でこの旗の認知度が高まりつつあります。2001年のオランダを皮切りに10か国以上で同性婚が合法化され、性別適合手術に健康保険が適用される国々も増えています。わが国では2016年参院選の公約には主要政党が軒並みこの問題を取り上げるようになりました。

性的マイノリティは各種調査で約13人～20人に1人といわれています。自分のすぐそばに社会の無理解に悩む人がいます。家族にも打ち明けられず、メディアにでる性的マイノリティが笑いの対象とされ、子どもの頃から差別語でからかわれ続けることで染み付いてしまう自己否定感や孤独感…。将来に希望を持たないことも生きづらさの一つです。7割がいじめを経験し、3割が自殺を考えた経験があるとされ、勇気をだして友達にカミングアウトした結果、周りに理解されず命を絶つような悲劇も聞かれます。

偏見さえなければ失われなかった命です。被害者も、また加害者も生まないために、命を守るための対策は社会における喫緊の課題

です。本県でも取り組みが進み、県政策研究・大学連携センターの平成27年度調査報告でも、「一人一人がお互いの「違い」を一つの個性として受け止めて認め合うような社会の実現に自治体が積極的に取り組む必要」を述べています。

全国の自治体の取組としては、渋谷区や宝塚市などで、同性パートナーシップを認める取り組みが進んでいます。民法で同性婚がみとめられないため、住居が借りられない、医療機関で面会が許されないなどの不都合を解消するためです。那覇市や大阪市では性的マイノリティを支援する宣言を発するなどがありますが、都道府県という単位では目立った取り組みは見られないのが現状です。

2014年12月に、国際オリンピック委員会は「オリンピック憲章」の中で差別禁止の項目の中に「性的指向」を加えました。本県も開催県の一つとして支援策の拡充が求められます。本県が進めてきた人権擁護の取組を、広くわかりやすく周知することが必要です。

そこで知事にうかがいます。知事の発信力を生かし、県の広報やHP上に「人間の多様性を守ること」を表すレインボーフラッグをあしらって解説する等、県は多様性を守るのだというメッセージを力強く発信することが求められると思いますが見解をうかがいます。

黒岩知事：次に、「共に生きる社会神奈川憲章」を生かす施策について、何点かお尋ねがありました。

まず、多様な性の在り方が受け入れられる社会づくりについてです。性的マイノリティへの差別や偏見は、明らかな人権問題であり、その解消に向けては、人権擁護の面から、また多様性尊重の視点からも、社会全体が正しく理解していく必要があると認識しています。

そこで県では、神奈川人権施策推進市に、性的マイノリティに対する差別や偏見を人権課題の一つとして位置づけ、他の課題とともに関係機関やNPOなどとの共同・連携による意識啓発などに取り

組んでいるところです。具体的には、県のホームページにレインボーフラッグを掲げたページを開設し、性的マイノリティについて様々な違いを個性と考え、互いに認め合うことが必要であるという県の考えを発信しています。

また、毎年 12 月の人権週間に開催している人権メッセージ展では、昨年度から性的マイノリティの方々を支援している NPO 法人にご協力いただき、パネル展示や啓発チラシの配布を行っています。今後とも、他の人権課題とともに、性的マイノリティへの差別や偏見をなくすため、より効果的に発信してまいります。

多様性が尊重される職場環境づくりについて

大山議員：次に雇用や労働の面での問題として多様性が尊重される職場環境づくりについて質問したいと思います。

就職試験の面接官にゲイだとカミングアウトしたら試験が受けられなかったり、家族と認められない同性パートナーを同行させられず海外赴任を断念したなどの例があります。

性的マイノリティを応援しているいわゆる L G B T フレンドリー企業は外資系が多いですが、国内企業でも最近では性的マイノリティに関する社内研修や、結婚祝い金や育児休暇など福利厚生に同性パートナーを含める、トランスジェンダーへの配慮として履歴書から不要な性別欄をなくす、みんなのトイレを作るなど取り組みが進んでいます。自治体職場でも、千葉市が職員向けに『性別が同一である者とパートナーシップを形成した者の共同生活を支援する観点』から、事実婚と同様に取り扱うこととして、パートナー休暇や短期・長期の介護休暇の制度を創設した例もあります。

そこで、知事に伺います。多様性が尊重される職場環境づくりについて県内企業向けに行う啓発を一層推進するとともに、県庁が県内向けのモデルケースとなるよう、県庁の職場において多様性が尊

重される環境づくりを強く推進していくべきと考えますが、本県がこれまで行ってきたことと、今後の展開についてお聞かせください。

黒岩知事：次に、多様性が尊重される職場環境づくりについてです。県では、神奈川ボランティア活動推進基金 21 を活用し、昨年度から性的マイノリティに理解のある支援者を育成するため、NPO 法人との共同事業を実施しています。この事業の中で就労や自立を支援する各種機関の担当者への研修など普及啓発を進めています。また、この NPO 法人では性的マイノリティへの理解促進に向けて、企業向けの講座も実施していますので、県としてもその広報等について引き続き、積極的に協力していきます。

次に、県庁内での取り組みについてです。各年度の各所属に配置している、人権男女主任者を対象とした研修会では、性的マイノリティの当事者の方を講師として招き、自身の体験を通じた切実な思いを語っていただきました。また各所属では、毎年人権に配慮した職務遂行計画を定め、職員の意識啓発を進めており、今年度は多くの所属で、性的マイノリティを題材とした研修を行っています。さらに今年の 1 月には、職場におけるセクシャルハラスメントの防止に関する指針を改定し、性的マイノリティに対する職場でのセクシャルハラスメントも、指針の対象であることを明確にしました。

今後とも性的マイノリティについて正しく理解するための取り組みを進めることにより、あらゆる職場において互いを理解し、多様性を尊重できる環境の醸成に努めてまいります。

性的マイノリティ支援の交流拠点について

大山議員：次に性的マイノリティ支援の交流拠点についてうかがいます。

私たちは本県のボランティア支援事業で立ち上げた横浜市にある

NPO法人SHIPが運営する交流スペースを訪ねお話をうかがいました。そこは、「普段なかなか話せない性的マイノリティとしての思いを誰かと話してみたい」、「性的マイノリティに関する安心なサイトの見つけ方などのアドバイスがほしい」、「自分のセクシュアリティに不安がある」などのニーズに応える交流スペースです。

臨床心理士や専門のカウンセラーによるカウンセリングや医師と連携して、HIV感染症の予防や治療に関する相談も行われており、保健福祉の観点からも重要な役割を果たしています。訪れた方々が残した多くのメッセージを見せていただきましたが、この場所に出会って、生きていく勇気を得ていることが感じられました。本県はもとより関東にもこの種の施設は少なく、近県からも訪れる人がいるということでした。

そこで知事にうかがいます。県としてもこのような機能を持つ性的マイノリティ支援の交流拠点を設け、広く共生社会実現に取り組む神奈川県姿勢を示すべきかと考えますが、見解をうかがいます。

黒岩知事：次に、性的マイノリティ支援の交流拠点についてです。

現在県には、性的マイノリティの方々のための交流拠点や専門の相談窓口はありませんが、かながわ子ども・若者総合相談センターや精神保健福祉センターなどでは、性的マイノリティに関する相談にも応じています。現状では、相談担当がお話を伺うことを中心とした対応ですが、今後、性的マイノリティに関する社会的認識が高まるにつれ、行政としてより専門的な支援が求められることも考えられます。性的マイノリティの方々への支援は、各自治体共通の課題であることから、先般、9都県市首脳会議のもとに、検討会が設置され、地方自治体としての取り組みと方向性を検討していくこととなりました。現在、9都県市の中で交流拠点を設置しているのは、横浜市のみであることから、この検討会を通じて、利用状況や運営課題を把握するとともに、他の自治体の今後の動きも参考にしながら、設置の必要性や在り方について検討してまいります。

カジノについて

カジノを含む統合型リゾートについての 知事の政治姿勢について

大山議員：次に、カジノを含む統合型リゾート、いわゆるIRについて知事の政治姿勢を伺います。昨年末の国会において、カジノ法案といわれるIR推進法案が成立しましたが、世論調査の6～7割が反対であったにもかかわらず、審議時間が極めて乏しく国民の理解を得られるような審議はなされませんでした。

そうした中、知事は昨年12月16日の定例記者会見において、個人的には賭け事は好まないとしながらも、県内自治体が誘致に手を挙げるならば「全面的に応援する」と述べています。県が支援するとなると一般的には観光PRや交通インフラ整備支援などになると思います。

しかし、いうまでもなくカジノは日本においては刑法185条、186条によって禁止される賭博行為です。賭博がなぜ禁止されているのかについて1950年11月22日の最高裁判決は、「賭博行為は」「怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労の美風を害するばかりでなく」「副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらあるのである」と述べています。

健全な経済活動及び勤労への意欲と、副次的犯罪の防止のいずれも、行政として保障していく責任があるにもかかわらず、賭博行為を推進しようとすることは行政のあるべき姿に逆行しています。

そこで、こうした賭博行為の法益侵害について指摘している判例に対して知事の見解を伺います。その上でカジノの誘致を応援すると発言した理由をお聞かせください。

黒岩知事：次に、カジノについてお尋ねがありました。

まずカジノを含む統合型リゾート（IR）についての私の政治姿勢についてです。ご指摘の判例は、賭博が社会に与える影響について判断したのですが、こうした判例があることを前提に審議がなされたうえで、このたび、IRを推進するための法律が制定されたと認識しています。そして今後国が実施法案を策定する過程において、IR推進にあたっての課題や、具体的対策を含めた検討が十分になされるものと理解しています。IRは、カジノ施設だけでなく、国際会議場や展示施設、宿泊施設などが一体となった特定複合観光施設です。IRが整備されれば、国内外から多くの観光客が神奈川を訪れ、それに伴う経済効果や雇用創出効果が見込まれます。しかしながら、県はこうしたIRの誘致についてまずは、地元の判断を最優先します。そして、地元が誘致を決めた場合には、地元と一体となって課題の解決を図るとともに、IRの効果が県内全域にも波及するよう、支援していきたいと考えています。

カジノ実施法について

大山議員：次にカジノ実施法についてです。ギャンブル依存症についても様々な懸念が広がっています。

2月5日付神奈川新聞には、昨年一年間に摘発された刑法犯のうち、パチンコの資金調達が動機・原因だったのが1329件、競馬や競輪などのギャンブル目的が999件だったと警察庁のまとめで分かったと報道されました。ギャンブル依存症の患者は諸外国に比して高い割合にあると推計されている日本において、これ以上依存症患者を増やしかねない施策を推進することにどれだけの道理があるのでしょうか。カジノ誘致によって、経済効果を期待する向きもありますが韓国の射幸産業統合監督委員会の資料では、韓国のカジノ

による経済的損失は年間7兆8千億円にのぼり、カジノの経済効果の4.7倍の損失が出ているとされています。

このことから、強調されてきた経済的メリットという根拠すら怪しく、自ら問題を深刻化させておきながらカジノの利益で依存症対策をすれば大丈夫であるかのような論はあまりに無責任であることを指摘せざるを得ません。

共同通信の世論調査では、「住んでいる地域にカジノを作る計画が持ち上がったらどう思うか」の問いに75.3%が作らないほうが良いと回答をしています。賭博の解禁を応援し、風光明媚な自然と伝統文化が息づく神奈川の観光ブランドを傷つけ、県民の勤労への意欲を阻害するならば「神奈川から経済のエンジンを回す」という知事の掛け声とも矛盾します。確実性のないメリットだけに目を奪われず、地域社会の不安や負の影響を直視すべきです。

そこで知事に伺います。これまで述べたように、行政の責任とは真っ向から相反し、県民生活への悪影響も危惧されているカジノ解禁について、最高裁判例を踏まえ国に対して実施法の制定をやめるよう求めるべきと考えますが、知事の見解を求めます。

黒岩知事：最後に、カジノ実施法についてです。繰り返しになりますが、ギャンブル依存症や青少年への影響などの課題については、今後国がIR実施法案を策定する過程において、その対策も含め十分に検討されるものと理解しています。したがって、IR実施法の制定をやめるよう国に求めることは考えていません。私からの答弁は以上です。

介護予防・日常生活支援総合事業について

大山議員：次に、介護予防・日常生活支援総合事業について伺います。

2015年度の制度改定から約2年が経過し、2017年度は早くも次の介護保険事業計画を策定する年となります。

2015年度の介護保険制度の改定は、利用者や介護事業者そして市町村にも多大な負担を強いています。

利用者には一定の所得以上の人の利用料を2割に引き上げること、健保組合などの保険料を値上げする方向が示されたことなどがあります。

介護事業者にとっては介護報酬の大幅な引き下げによって経営が圧迫されています。

東京商工リサーチの調査によると2015年の倒産件数は、制度開始の2000年以来最多となる76件でしたが、2016年はさらに増え、108件となっています。さらに2016年度の介護事業経営概況調査によると。介護保険の21サービスのうち16のサービスで事業者の収益が悪化しているとのことです。

そして、市町村では、介護予防事業の通所介護と訪問介護が介護保険の給付事業から外され、介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなりました。これにより新たなサービス体系の構築と事務の負担が大きくなりました。

この総合事業においての、これまで資格を持っているヘルパーでなければできなかった訪問介護などのサービスを資格を持っていない人でもサービス提供ができるように基準が緩和されました。そして、その基準や事業者への報酬単価の設定は各市町村で行うこととなり、実際に先行した市町村の対応にはばらつきが生じています。

この制度変更によって、介護職員の専門性をないがしろにし、利用者の安全性やサービスが低下することにつながります。報酬単価が低く設定されることで事業者の経営を圧迫することにもなっています。この総合事業は、移行までに3年の猶予期間がありましたが、2017年度末までにすべての市町村が移行することとなるため、これから県内で17市町が移行することとなります。

例えば、川崎市では、これまでと同様の介護予防サービスを受けられる現行相当サービスでも、実際に事業所に入ってくる報酬が激減したこと、基準を緩和したサービスでは、報酬単価が低いことによって、ケアマネージャーに「総合事業はやりません」と通知して来る事業者もいるとのことでした。

これらのことからもわかるとおり、介護予防サービスは質の低下とともに低い報酬単価によってサービス自体が成り立たなくなり介護難民を生むことになるのではないかと危惧されています。

このような状況の中、厚生労働省は各都道府県や政令市などに向けて、「介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な施行について」という事務連絡を出しました。

そこには、「社会保障審議会介護保険部会において、介護事業者が多様なサービスを担う場合に適切に単価設定が行われていない実態に関して指摘が上がった」として、総合事業における単価設定の考え方を再度周知するとともに単価設定における留意事項を記しています。

そこで保健福祉局長に伺います。このような先行した自治体の総合事業の実態を十分に把握し、介護予防サービスの低下を招かないように各市町村と連携をとって対応する必要があると思いますが、保健福祉局長の見解を伺います。

また、総合事業は、サービスを充実しようとするれば、市町村の負担がとて大きくなる仕組みです。サービスの質を低下させないために総合事業の抜本的な改定を行うこと、介護従事者の処遇改善にもっと積極的に取り組むことなど、次の制度の抜本的な改善を国に求めるべきと考えますが、保健福祉局長の見解を伺います。

保健福祉局長：保健福祉局関係のご質問にお答えします。

介護予防日常生活支援総合事業についてお尋ねがありました。まず、市町村との連携についてお尋ねがありました。介護予防日常生活支援総合事業は、生活支援が必要な高齢者に対し、これまで全国

一律に提供されていた介護サービスに加え、地域の支え合いや多様な生活支援サービスにより、介護予防や自立支援を目指すものです。現在事業の主体となる市町村では、総合事業への移行に伴い、担い手の発掘や養成、必要なサービスの開発などに取り組んでいます。

そのような中、県としてもこれまで市町村職員向けの説明会を開催するなど、先行自治体の取り組み事例や、移行にあたっての留意点などの情報提供を行っています。今後も県の役割として、定期的な状況把握と、様々な会議等を通じた情報共有などに努め、円滑に総合事業が運営されるようしっかりと支援してまいります。

次に、総合事業の抜本的改正についてのお尋ねです。平成 30 年度の介護保険制度改正にあたっては、国においては社会保障審議会等の意見を踏まえ、すでに関連法案が国会に提出されているところです。今後とも制度改正の動向を注視し、市町村の事業運営に問題が生じるようであれば、必要に応じて国に改善を働きかけてまいります。答弁は以上です。

大山議員の再質問

大山議員：ご答弁いただきました。それでは再質問をさせていただきます。知事、小規模企業は本当に、本県の産業において欠くことができないものだという認識を持っておられるということでした。そして、納税のことに関しても、県税事務所での相談を受け付けておられるということでしたが、緊急財政対策で県税事務所の数が減って、近くに相談に行けなくなったという声も聴いております。そういった側面もあり、度重なる消費税の増税で経営が厳しくなり、途方に暮れている小規模企業者を支援するために、相談や情報提供も本当に重要な視点だとは思いますが、実際に財政支援の形に踏み切っていただきたいということで、今回の質問事項にあげました。

そこで、再質問ですが、県として取り組んでおられる秋田県がそもそも助成制度創設を決めた要因は、県内の自治体によって、この制度がある所とない所があっては不公平だという論議があったと伺いました。市町村の財政力や施策の優先度の違いによって生じる県民の不公平を解消し、先進的な施策を生み出す果実を、より広く県民に行きわたらせることは、まさに広域自治体に求められる役割だと思います。ぜひ、前向きに検討していただきたいところですが、知事はこういった他県で行われている、自治体で取り組まれている、これらリフォーム助成のその意義をどのように捉えておられますか、見解を伺います。

黒岩知事：それではお答えいたします。先ほど申し上げましたように、この小規模企業というのは非常に大事な存在であると思っておりますので、できるだけ寄り添った形での経営相談に乗っているところであります。税金の優遇策に対しても丁寧に説明するように、ということで対応しているところであります。その他県の状況については、私はそれはちょっと把握はしておりません。神奈川県は心を込めて神奈川県らしいモデルを作っていきたい、そのように考えております。答弁は以上です。

大山議員：ご答弁ありがとうございます。再々質問をさせていただきたいんですけども、他県の例は知りませんという風におっしゃったんですが、24倍の経済効果があるということです。投資額の24倍の経済波及効果という、はっきりした結果が見えておりますので、まだこういった提案は、今回私どもは初めてさせていただきましたので、今後の検討課題として、検討をできるかどうかを検討していただきたいと思いますが、それをお伺いいたします。

黒岩知事：それではお答えいたします。神奈川県は神奈川県のやり方ですね、この小規模企業なんかを活性化させるために、様々な

政策取り組んでいます。課題を乗り越えるためにこの未病を改善しながら、そしてその健康寿命を延ばしていく、未病産業も出てくるんだと、ロボット産業特区もあるんだと、いろんな形でその政策の方向性を見せている。そのことによってみんなで元気になっていきましょうという、これはまさに神奈川モデルで示しているわけでありまして、これが実を結ぶことを一生懸命、まずは最優先したいと考えております。答弁は以上です。

大山議員：それでは時間がありますので要望を述べさせていただきます。「まずは」ということでしたが、その先に、検討課題にのせていただければと思います。知事が肝いりで進めておられます、今年度も予算が計上されているセレクト神奈川の助成額は、1社あたり5億円から10億円、これを100社にという施策ですが、この応募要項の中に「従業員数が10人以上」とされています。ということは、小規模企業、小企業者ですね。従業員5人の小企業者は、このセレクトには手を挙げられないと。しかもこのセレクト神奈川の施策は経済波及効果を問いますとそれはなかなか試算が難しいとされています。一方で今回提案させていただいた住宅や商店のリフォーム助成は、助成額は1社あたりの助成額の100分の1から、1000分の1のわずかな予算で生み出される経済波及効果は、多くの自治体で投資額の20倍を超えて、はっきりとした数字で表れてきます。商工費の配分をほんの少し見直すだけで、県民のスマイルは確実に広がると思いますので、検討課題にあげていただきたいと思います。

次に、多様な性の在り方が受け入れられる社会づくりについて、要望を申し上げます。先日、私たち超党派の議員で、桜木町駅前で、「ともに生きる社会かながわ憲章」のチラシを配りました。そのときに、「お願いします、お願いします」と言いながらチラシを受け取ってくださる県民の方々がいらっしゃいまして、本県のこの憲章に期待が大きいなということを感じたところです。誰も排除しない、

偏見や差別のない県政をつくっていく上で、この現在も取り組んでおられる性的マイノリティ支援ですけれども、機運が高まってくるのを待つのではなく、福祉先進県である本県が先駆けとなって推進する、そういった姿勢を求めたいと思います。とある女性がたくさん入院されている病室で、ショートカットの女性が入ってきたときに、居心地が悪そうにしているのを見た看護師さんが、レインボーのボールペンを持ったら、その彼女が安心して相談できた、こういう例があります。本県がそのような県に成長できますようお願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。